

青森県報

号外第六十六号

平成二十年
六月三十日
(月曜日)

目次

規 則

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則…………… (みらい課も) …… 一
 青森県母子保健法施行細則の一部を改正する規則…………… (同) …… 二

規 則

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十二号

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県児童福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

四、八〇〇円以下
九、四、八〇〇円以上 九、六、〇〇〇円以下
一六、九、六〇〇円以上 一六、八、〇〇〇円以下
二四、〇、八〇〇円以上 二四、〇、〇〇〇円以下

二、四、〇〇〇円以下
四、二、四〇〇円以上 四、八、〇〇〇円以下
八、四、八〇〇円以上 八、四、〇〇〇円以下
二、八、四〇〇円以上 二、八、〇〇〇円以下

別表第一中

二、四、〇〇〇円以上 三、二、四〇〇円以下	三、二、四〇〇円以上 三、二、〇〇〇円以下	四、二、四〇〇円以上 四、二、〇〇〇円以下	九、二、四〇〇円以上 九、二、〇〇〇円以下	一、二、四〇〇円以上 一、二、〇〇〇円以下	一、五、六〇〇円以上 一、五、六〇〇円以下	二、八、七〇〇円以上 二、八、七〇〇円以下	二、八、七〇〇円以上 二、八、七〇〇円以下	三、九、七〇〇円以上 三、九、七〇〇円以下	九、二、九〇〇円以上 九、二、九〇〇円以下	一、五、〇〇〇円以上 一、五、〇〇〇円以下	一、五、〇〇〇円以上 一、五、〇〇〇円以下	一、六、五〇〇円以上 一、六、五〇〇円以下	二、六、五〇〇円以上 二、六、五〇〇円以下	二、二、六〇〇円以上 二、二、六〇〇円以下	三、〇、〇〇〇円以上 三、〇、〇〇〇円以下	三、〇、〇〇〇円以上 三、〇、〇〇〇円以下	三、九、六〇〇円以上 三、九、六〇〇円以下
--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

を

一、二、二〇〇円以上 一、六、二〇〇円以下	二、一、六〇〇円以上 二、一、六〇〇円以下	四、二、二〇〇円以上 四、二、二〇〇円以下	六、四、六〇〇円以上 六、四、六〇〇円以下	七、八、〇〇〇円以上 七、八、〇〇〇円以下	一、七、八〇〇円以上 一、七、八〇〇円以下	一、〇、〇〇〇円以上 一、〇、〇〇〇円以下	二、九、九〇〇円以上 二、九、九〇〇円以下	二、九、九〇〇円以上 二、九、九〇〇円以下	八、三、一〇〇円以上 八、三、一〇〇円以下	一、四、八三〇円以上 一、四、八三〇円以下	一、四、八三〇円以上 一、四、八三〇円以下	一、六、三三〇円以上 一、六、三三〇円以下	二、一、六三〇円以上 二、一、六三〇円以下	三、一、三〇二円以上 三、一、三〇二円以下	三、一、三〇二円以上 三、一、三〇二円以下	四、一、七三三円以上 四、一、七三三円以下
--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

に

改め、同表の備考一の5中「及び同法附則第五条第三項」を「並びに同法附則第五条第三項及び第五条の四第六項」に改め、同5ただし書中「これらに規定する事由の」を「同項に規定する事由が」に改め、同一の6中「経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十一年法律第八号)」を削り、「及び第二項並びに第四十一条の二」を「から第三項まで、第四十一条の二、第四十一条の十九の二第一項及び第四十一条の十九の三第一項」に改め、同

6ただし書中「これら」を「同項」に改める。

別表第三中

三〇、〇〇〇円以下
三〇、〇〇〇円以上
八〇、〇〇〇円以下
八〇、〇〇〇円以上
一四〇、〇〇〇円以下
一四〇、〇〇〇円以上
二八〇、〇〇〇円以下
二八〇、〇〇〇円以上
五〇〇、〇〇〇円以下
五〇〇、〇〇〇円以上
八〇〇、〇〇〇円以下
八〇〇、〇〇〇円以上
一、一六〇、〇〇〇円以下
一、一六〇、〇〇〇円以上
一、一六〇、〇〇〇円以下
一、一六〇、〇〇〇円以上
二、二六〇、〇〇〇円以下
二、二六〇、〇〇〇円以上
三、二六〇、〇〇〇円以下
三、二六〇、〇〇〇円以上
三、九六〇、〇〇〇円以下
三、九六〇、〇〇〇円以上
五、三〇〇、〇〇〇円以下
五、三〇〇、〇〇〇円以上
六、二七〇、〇〇〇円以下
六、二七〇、〇〇〇円以上

を

一五、〇〇〇円以下
一五、〇〇〇円以上
四〇、〇〇〇円以下
四〇、〇〇〇円以上
七〇、〇〇〇円以下
七〇、〇〇〇円以上
一八〇、〇〇〇円以下
一八〇、〇〇〇円以上
四〇〇、〇〇〇円以下
四〇〇、〇〇〇円以上
七〇〇、〇〇〇円以下
七〇〇、〇〇〇円以上
一、七〇〇、〇〇〇円以下
一、七〇〇、〇〇〇円以上
一、七〇〇、〇〇〇円以下
一、七〇〇、〇〇〇円以上
二、三〇〇、〇〇〇円以下
二、三〇〇、〇〇〇円以上
三、三〇〇、〇〇〇円以下
三、三〇〇、〇〇〇円以上
四、一七〇、〇〇〇円以下
四、一七〇、〇〇〇円以上
五、三三〇、〇〇〇円以下
五、三三〇、〇〇〇円以上
六、六七〇、〇〇〇円以下
六、六七〇、〇〇〇円以上

に

があつたときは、これを提示させなければならない」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十年七月一日から施行する。ただし、別表第一の備考一の5ただし書及び同一の6ただし書の改正規定並びに第二十一号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県児童福祉法施行細則別表第一及び別表第三の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる療育の給付に係る青森県児童福祉法施行細則第五条第二項に規定する療育徴収金（以下「療育徴収金」という。）又は施行日以後の期間に係る同規則第十八条第二項に規定する入所等徴収金（以下「入所等徴収金」という。）の額について適用し、施行日前行われた療育の給付に係る療育徴収金又は施行日前の期間に係る入所等徴収金の額については、なお従前の例による。

青森県母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十三号

青森県母子保健法施行細則の一部を改正する規則

青森県母子保健法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表中

三〇、〇〇〇円以下	三〇、〇〇〇円以上
八〇、〇〇〇円以下	八〇、〇〇〇円以上
一四〇、〇〇〇円以下	一四〇、〇〇〇円以上
二八〇、〇〇〇円以下	二八〇、〇〇〇円以上
五〇〇、〇〇〇円以下	五〇〇、〇〇〇円以上
八〇〇、〇〇〇円以下	八〇〇、〇〇〇円以上
一、一六〇、〇〇〇円以下	一、一六〇、〇〇〇円以上

を

一、一六〇、〇〇一円以上	一、六五〇、〇〇〇円以下
一、六五〇、〇〇一円以上	二、二六〇、〇〇〇円以下
二、二六〇、〇〇一円以上	三、〇〇〇、〇〇〇円以下
三、〇〇〇、〇〇一円以上	三、九六〇、〇〇〇円以下
三、九六〇、〇〇一円以上	五、〇三〇、〇〇〇円以下
五、〇三〇、〇〇一円以上	六、二七〇、〇〇〇円以下
六、二七〇、〇〇一円以上	

一五、〇〇一円以上	一五、〇〇〇円以下
四〇、〇〇一円以上	四〇、〇〇〇円以下
七〇、〇〇一円以上	七〇、〇〇〇円以下
一八三、〇〇一円以上	一八三、〇〇〇円以下
四〇三、〇〇一円以上	四〇三、〇〇〇円以下
七〇三、〇〇一円以上	七〇三、〇〇〇円以下
一、〇七八、〇〇一円以上	一、〇七八、〇〇〇円以下
一、六三三、〇〇一円以上	一、六三三、〇〇〇円以下
二、三〇三、〇〇一円以上	二、三〇三、〇〇〇円以下
三、一七三、〇〇一円以上	三、一七三、〇〇〇円以下
四、一七三、〇〇一円以上	四、一七三、〇〇〇円以下
五、三三四、〇〇一円以上	五、三三四、〇〇〇円以下
六、六七四、〇〇一円以上	六、六七四、〇〇〇円以下

に改め、同表の備考一

の5中「及び同法附則第五条第二項」を「並びに同法附則第五条第三項及び第五条の四第六項」に改め、同一の6中「経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号）」を削り、「第四十一条第一項から第三項まで」の下に、「第四十一条の二、第四十一条の十九の二第一項及び第四十一条の十九の三第一項」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成二十年七月一日から施行する。
- 2 改正後の青森県母子保健法施行細則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる養育医療に係る養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に係る青森県母子保健法施行細則第八条第二項に規定する徴収金（以下「徴収金」という。）の額について適用し、施行日前に行われた養育医療に係る養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に係る徴収金の額については、なお従前の例による。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭